

近代日本の文部省人事構造

— 明治中後期における「教育島」の形成 —

鄭 賢 珠

【要約】 本稿では、文部省高等官に関する制度的な枠組みや、採用の実態と構成員の異動を分析することで、文部省高等官に文教経歴者が登用される傾向が強かったことを明らかにし、既往の「内務省出向説」などの是非を問う。明治中後期における文部省高等官の人事動向をみると、他の省庁から横滑りで入省する者が少なく、文部大臣の影響力も限定されていた。文部省には文教経歴者を高等官にする慣行が根強く、だからこそ、文教経歴のない官僚の登用や、政黨員の入省に際して、高等官自身が「教育島」の経歴を強調し、自己規定しながら、「異分子」を排除しようとする動きも顕出したのであろう。これら「教育島」に焦点をあてることで、近代日本の教育行政は「治安的な発想」によった、という従来の視角は再考を迫られることになる。

史林 八八巻三号 二〇〇五年五月

はじめに

近代日本における教育行政の中核は、文部省によって担われてきた。高等教育会議のような諮問機関や他省庁の関与も見逃せないものの、とりわけ省内上層の文部省高等官^①を中心に、教育に関わる大小さまざまな案件が処理・遂行されてゆく。

しかし、教育行政史研究において、文部省高等官の果たした役割を重視するものは極めて少ない^②。それは彼らが、文部

大臣(以下、文相と略記)の指揮を仰ぐのみの全く受け身の存在と見なされてきたからではないだろうか。その傾向は、特に明治中後期を対象とした研究に顕著である。森有礼や井上毅ら文相のリーダーシップが強調される一方で、彼らと濃密な関係を持った特定の官僚の動きだけが分析されてきたように思われる。

そこには、文部省生え抜きの官僚が少ないということも影響している。佐藤秀夫は、文部省に幹部職員を採用する独自の制度がなかったため、大多数の高等官は内務省から配属されてきたと述べる。さらに、文部省の幹部職員の大多数が、「治安的な発想」から学校教育を捉える内務官僚出向者によって構成されたと断定している。^④このように、従来の研究で文部省高等官は、個性の強い文相や、他の省庁人事によって左右される従属的なものとして認識されてきたわけである。だが、果たしてそうだろうか。明治三四年、元文部次官木場貞長はこう語っている。

文部大臣は、又内に対しても他の大臣と異にして、部下駕御の上に付ても、少からぬ困難がある。教育家は多くは専門の人々であつて、他の官吏などとは大いに其の性質を異にするものがあるが、其の専門に忠実の敦き一方に偏するの傾きがあつて、又自己の意見を確守して動かす、大臣の指令を冷眼を以て之を迎へ、己の心裡に問ひ俯に落つれば之に従ふも、俯に落ちざれば枉げて之に服従するやうなことは無いのである。文部大臣が一定の方針を以て之に臨むも、或は之に應ずる者が無い、或は之に応ぜぬ者が出来て来る、其の応ぜざる者は他の省に於ては之を更迭せしめて他人を以て之に代ふことが出来るが、教育部内の人は容易に他人を以て之を代ふことが出来ずして遂に革新の実を挙ぐるに最も困難を見るのである。^⑤〔傍線は筆者。以下同〕

文相は他と違って部下を統率する上で問題を抱えている。教育行政の専門性が高く、更迭が容易ではない、という。この木場の言葉は、文部省人事が他の省庁との横断(横滑り)が困難であること、その人材が政策の運営にも影響を及ぼした点、さらに人事における文相の影響力が限定されていたことを示唆している。明らかに佐藤の指摘とは異なったイメージである。

これらの実相を見極めるには、まずは文部省の人事(職員の進退、異動、その影響など)構造を具体的に追究する必要がある。

あろう。^⑥その分析の重要性を示す貴重な研究として、米田俊彦の業績がある。米田は中学校令成立過程においてさまざまな構想が交錯していたことを明らかにする上で、人員の異動がその政策決定に影響を及ぼしたことをも、論証している。^⑦もつとも米田の研究においても、人事の基礎構造は検討されておらず、依然として不明なままである。

そこで本稿では、文部省高等官の人事動向の解明を目的とする。具体的な検討対象は、『職員録』、『文部省歴代職員録』に記載された文部省高等官就任歴を持つ者とする。^⑧時期的には、明治一九年二月に「各省官制通則」と「文部省官制」の制定によって人的構成の制度的整備が行われた時点から、文官高等試験（以下、高文と略記）合格者の局長就任が定着し始める明治四五年までとする（なお、本文中の年代表記において年号が明治の場合は以下それを省略）。第一章では、文部省高等官に関する職制・員数の両側面から、機構の枠組みと推移を検証する。次に第二章では、高等官自身による回想録などをとくに、採用の実態と構成員の変化をさぐる。そして第三章では、次官、局長ごとに構成員の異動を考察する。以上の作業から、文部省がいわゆる「教育畠」と自己規定する人々によって構成されていたことが明らかになるであろう。この検討は、文部省の構造的把握、ひいては近代日本における教育行政の動向を読み直すことにつながると考えられる。

① 「文部官僚」という語の指す範囲はきわめて幅広く、また十分な定義もなされぬまま濫用されがちである。そこで本稿では、そうした濫用を戒める意味も込め、文部次官以下・奏任官以上の高等官をさす「文部省高等官」という用語を用いる。

② 鈴木博雄編『日本近代教育史の研究』（振学出版、一九九〇年、一七頁）。

③ この点に関しては、中野実が初代文部次官辻新次研究の現状を踏まえ、次のように指摘している。「辻研究は、文部行政の形成・確立過程におけるサブリーダーの役割並びに人脈に関する研究課題につらなる。〔中略〕しかし、これまで右のような研究はほとんどなく、専ら

大臣を中心に据えた、いわばメインリーダー（明治時代でいえば田中不二麿、大木喬任、森有礼、井上毅など）のそれであった。実際の教育行政にあたっては、多数の実務官僚、属吏を必要とし、彼らは決して審問によって性格付けられるものではない」（安倍季雄編『伝記叢書二〇 男爵辻新次翁』大空社、一九八七年、一六頁）。

④ 佐藤秀夫「文部官僚としての沢柳政太郎」（『沢柳政太郎全集』別巻、一九七九年）。ただ、大学新卒で文部省に入り次官まで昇りつめた沢柳政太郎については、「治安的な発想」ではなく教育内容を重視していた点などから、特殊な存在として位置づけられている。

⑤ 木場貞長「理想の文部大臣」（『教育界』第八卷三号、一九〇九年一

月一日)。

⑥ 最近の官僚研究は、官僚機構の制度だけでなく、人事の進展を検討した上でその組織と機能、運用の変遷を考察する方向に進みつつある。波形昭一、堀越芳昭編『近代日本の経済官僚』(日本経済評論社、二〇〇〇年)、鈴木淳編『工部省とその時代』(山川出版社、二〇〇二年)などがそれに当る。しかし、対象が主要省庁の官僚や技術官僚に限定されていることは否めない。官僚全般に関しては、秦郁彦『官僚の研究』(講談社、一九八三年)、竹内洋『学歴貴族の栄光と挫折』(中央公論新社、一九九九年)、水谷三公『官僚の風貌』(同前)も参照。

⑦ 米田俊彦『近代日本中学校制度の確立——法制・教育機能・支持基盤の形成』(東京大学出版会、一九九二年)。

⑧ 『明治・大正・昭和官員録・職員録集成』(国立公文書館所蔵 マイクロフィルム版、一九九〇年刊行)と『文部省歴代職員録』(文部

省大臣官房人事課、一九七六年三月)を手がかりに高等官の実員を把握する。彼らの経歴は、主に『教育時論』、勝田一編『帝國大学出身名鑑』(校友調査会、一九三二年)、原田登編『帝國大学出身録』(帝國大学出身録編輯所、一九三二年)、秦郁彦編『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』(東京大学出版会、一九八一年)、同『日本近現代人物履歴事典』(東京大学出版会、二〇〇二年)、唐沢富太郎『貴進生幕末維新期のエリートたち』(ぎょうせい、一九九〇年)、『枢密院高等官履歴』(東京大学出版会、一九九六―九七年)に拠った。

⑨ 明治二十六年一〇月三一日勅令一九七号『文官任用令及び文官試験規則』が公布され、奏任官は高文合格者の中から任用される原則が確立した。文部省においては同四五年五月段階で、松浦鎮次郎(専門学務局長)、田所美治(普通学務局長)、赤司鷹一郎(維新史料編纂事務局長)が高文出身者。

第一章 機構の枠組みと推移

第一節 職制と定員

明治中後期の高等官をめぐる職制は頻繁に改廃・再編が行われた。本節では、まず基礎的考察として高等官がどのように規定されていたのか、その組織の枠組みを確認する作業から始める。一九九年二月二十六日に発布された「各省官制通則」によれば、文部省高等官とは、次官、局長、局次長、書記官、参事官、秘書官を指し、その後「文部省官制」で視学官(二十六年一〇月廃止、三〇年一〇月再設置)がそこに加わる。以後、官制が改正されて局課の変遷とともに、官職の設置と廃止、定員の増減が行われる一方で、文部技師(二〇年五月任命)、学校衛生主事(二九年五月設置、三六年一二月廃止)、図書

審査官（三〇年一〇月設置）、文部編修（三七年五月設置）などが順次加わる。^①

これらは大きく二つに分けられる。一つは、中央省庁に共通する官職（次官、局長、書記官、参事官、秘書官。以下「一般職」）であり、もう一つは、文部省だけに設けられた官職（視学官、文部技師、学校衛生主事、図書審査官、文部編修。以下「技能職」）である。

技能職は、試験を経ない銓衡任用（教官、技術官は高文委員の銓衡を経て任用）や特別任用（特別の学術技芸を要する者を同前の方法で登用）の官職である^②。

それでは、官職ごとの定員に関してどのような規定が行われていたのだろうか。一九年段階で秘書官、書記官、参事官は、「定員ハ各省ノ部ニ就テ之ヲ定ム」とされ、定員を決めるのは各省に委ねられていた。しかし、一三年三月二七日には、「第三四条各省専任参事官専任書記官ハ併セテ八名以下トシ其定員ハ各省官制ノ部ニ就テ之ヲ定ム」と改正され（勅令五〇号「各省官制通則」改正）、書記官と参事官については専任の定員数が明記され始める。その後、専任秘書官の定員も「第三三条各省専任秘書官ハ一人トス但外務省ニ於テハ専任二人ヲ置クコトヲ得」（二六年一〇月三二日勅令二二二号「各省官制通則」改正）と明記される。その他にも、三〇年一〇月専任視学官、専任技師、専任図書審査官がそれぞれ七人、四人、五人と定められる。

専任官数規定の効力は、一三年に規定されてから、定員がほとんど満たされていることからわかるであろう。文部省はこの規定にどのように対応したのだろうか。^③ 専任官人数制限条項が初めて盛り込まれた一三年三月の「各省官制通則」改正をうけて、文部省側は「文部省官制」改正案を内閣に提出する際に、以下のように付言している。

書記官ハ総務局ノ分課従来ノ俣ニテモ四人ヲ要シ候處此回改革ノ上ハ編輯局ヲ廢シ其事務ヲモ総務局ノ一課トナスニ付テハ更ニ一人ヲ要スヘキナレトモ制限アルヲ以テ已ヲ得ス四人ニ止メタルナレハ此上ノ減員ハ到底出来兼候又参事官ニハ従来文部省ニ於テハ法規上ニ関スルコトノミナラス各局ノ事務支梧ナカラシメントメ各局調査ノ諸文案ヲ審査セシメ其事務繁多ニシテ少クトモ専任五

人ヲ要スヘキ見込ナレトモ制限アルニ依リ四人ニ止メルナレハ是亦此上ノ減員ハ相成兼候^④

この文書は、書記官、参事官それぞれ四名以下への減員は無理であることを主張したものである。文部省側は、それだけでなく、省内外に本職を持つ者が省務を兼任する兼任官の人数も明記しようと試みた。同年六月二日に発布された勅令第一〇一号「文部省官制」改正では記述が削除されたものの、その草案には「文部省ニ専任参事官四人兼任参事官二人ヲ置キ奏任トシ」のように兼任参事官についても記述されていたのである。^⑤結果について述べれば、兼任官は定員だけでなく規定もないまま実在するようになる。

以上のような高等官を、他省との横断性という観点からみるとどうであろうか。任用枠の中でも技能職は横滑りが難しかった。一方、枠外の兼任官については、実例一つ一つに当っていくしかない。明治中後期にわたって兼任官として名簿に載っているのは二八名で、その本職はほとんどが帝国大学（以下、帝大と略記）文科、同農科、高等師範学校、女子高等師範学校、高等工業学校、高等商業学校、東京音楽学校、高等中学校という文部省直轄学校の教授・学校長であった。^⑥つまり、兼任官職は人事慣行上、定員の枠外で、文部関係以外の省庁から人を入れるルートではなかったことがわかる。^⑦

第二節 人員構成の推移

高等官に規定外の兼任官が実在したように、高等官の分布や推移については人数と陣容という実態確認が必要である。高等官定数に対する規定が専任高等官数だけに限られることを勘案して、専任高等官の増減から検討を始める（表一）。一三年以前は、専任高等官は二〇名を越えている。ところが、二四年から三〇年までは二〇名以下に減り、最も少ないときは一二名だけで構成されている。その後、三二年からは再び二〇名を越えて、さらにその一〇年後には三〇名を上回る様相をみせていることがわかる。こうした推移は、文部省内における二つの要因によってもたらされたと考えられる。

一つは、機構の変遷である。一九年二月時点では、大臣官房、学務局、編輯局、会計局があり、翌年の一〇月には学務

官職別の人数

技 能 職						そ の 他	
視学官	技師	図書審査官	学校衛生主事	文部編修	合計	試補	その他
5					5		
5	2				7		
5	2				7		注1
5	2				7		
5	2				7	4	
5	1				6	3	
4	1				5	1	
	2				2		
	2				2		
	2				2		
	2		1		3		
4/2	2	1/2	1		8/4		
5/4 (1)	2	3/3 (1)	0/1 (1)		10/8(3)		
5/6 (3)	4/1 (1)	3/4 (2)	1		13/11(6)		
4/5 (3)	4/1 (1)	2/5 (1)	1		11/11(5)		
5/2 (2)	4	3/4	1		13/6(2)		
4/4 (4)	4	4/4			12/8(4)		
4/2 (2)	3	3/1			10/3(2)		
5/1 (1)	3	3/1		4	15/2(1)		
4/4 (4)	3	3/1		5	15/5(4)		
5/4 (4)	3	2/1		5	15/5(4)		
5/3 (3)	5/1 (1)	2/2 (1)		5	17/6(5)		
9/3 (3)	6/1 (1)	2/3 (1)		5	22/7(5)		
10/2 (2)	7/1 (1)	2/4 (1)		4	23/7(4)		
11/3 (3)	8/1 (1)	2/3		3/1	24/8(4)		
11/2 (2)	4	2/3		3/1	20/6(2)	2	注4

【表一】 高等官

調査年月	一 般 職						
	次官	秘書官	参事官	書記官	局長	その他	合計
明治19.11	1	2	5/2	5/2(1)	3		16/4(1)
明治20.11	1	1	6/1	6/1(1)	3		17/2(1)
明治21.12	1	1	7	6/1(1)	3		18/1(1)
明治22.12	1	2	6	4/1(1)	4		17/1(1)
明治23.12	1	2/2	4/2(2)	4	3		14/4(2)
明治24.12	1	2	2/5(3)	3/2(1)	2		10/7(4)
明治26. 1	1	2	2/2(1)	2/1	2		9/3(1)
明治27. 1	1	1	4/4(3)	2/1	2		10/5(3)
明治27.12	1	1	5/5(4)	2/1	2		11/6(4)
明治28.11	1	1/1	5/5(5)	1	2		10/6(5)
明治29.11	1	1/1	5/3(3)	1/1(1)	2		10/5(4)
明治30.11	1	1/1	4/4(1)	2/1(1)	1/2(1)		9/8(3)
明治32. 2	1	1/1	3/2	3	2		10/3
明治33. 4	1	1/1	3/4	3/1	2/1	注2	11/7
明治34. 4	1	1/1	3/4	3/1	3	注3	12/6
明治35. 5	1	1/1	3/5(1)	3	3		11/6(1)
明治36. 5	1	1/1	3/5(1)	3	3		11/6(1)
明治37. 5	1	1/1	3/2(1)	2	3		10/3(1)
明治38. 5	1	1/1	2/2(1)	2	3		9/3(1)
明治39. 5	0	1/1	2/2(1)	2	2/1		7/4(1)
明治40. 5	1	1/1	2/3(1)	2	3		9/4(1)
明治41. 5	1	1/1	3/3(1)	2	3		10/4(1)
明治42. 5	1	1/1	3/4(1)	2/1	3		10/6(1)
明治43. 5	1	1/2	3/3(1)	2/1	3		10/6(1)
明治44. 5	1	1/2	3/4(1)	2/1	3		10/7(1)
明治45. 5	1	1/2	2/5(1)	2/1	4		10/8(1)

（附記）『職員録』から算出。

- ・一般職は中央省庁に共通する官職、技能職は文部省だけに設けられた官職を示す。
- ・項目内の数値は 専任者数/兼任者数（兼任者中で、本職を文部本省の他で持つ人数）を示す。
- ・/がなく数字だけがあるのは、専任者だけが在任したものを示す。

・注1. 久保春景普通学務局次長が局長業務代行

注2. 参与官岡田良平

注3. 官房長官重岡薫五郎

注4. 維新史料編纂事務局局長赤司鷹一郎

局が専門学務局と普通学務局に分離される。二三年六月に編輯局が廃止され、大臣官房の他に三局が軸になっていた。ところが、二四年八月から三〇年一〇月までの文部省機構は大臣官房、専門学務局、普通学務局だけで運営される。さらに、二六年一月一〇日時点では大臣官房の中の報告課が文書課へ吸収され、秘書課、文書課、会計課、図書課だけで構成され、この時期が機構として一番簡略化される。三〇年一〇月以降は一時期をのぞくと大臣官房、専門学務局、普通学務局、実業学務局が基本軸で、図書局がたびたび廃止される。

もう一つは、技能職の設置と廃止である。一八年一二月に設置された視学官が二六年一〇月に廃止されることで、二七年前後に一二、一三名にまで専任高等官数が減少する。しかし、三〇年一〇月六日に視学官が再置、図書審査官も設置され、毎年四―五名の視学官と二―四名の図書審査官が在任するようになる。三七年五月二〇日に文部編修が設置され、毎年四―五名が務めると、これらの設置で、高等官数は二〇―二五名の範囲に移る。それだけではなく、四一年段階までは五名以下だった視学官が、以降は平均一〇名と倍増し、平均四名以下だった文部技師も四二年に六名、翌年七名、翌々年には八名に増えることよって、高等官総数は三〇名を越える範囲に推移する。ちなみに、常置されていた参事官と書記官の合計数は、二二年以前に一〇名を越えていたが、翌年から減少され四名までになった。また、二七年一月以降、平均六名へと推移するが、その一〇年後は再び減少して、四―五名が務めている。^⑤つまり、三〇年以降になると、一般職の人員が減少する一方で、銓衡任用や特別任用によつて登用される技能職が設置、増員され、他の省庁からの異動はもつと困難になるのである。

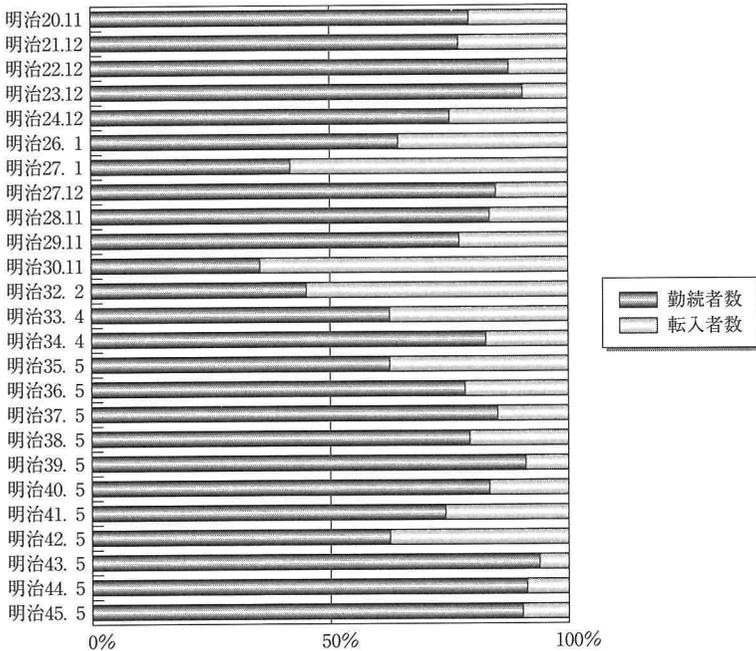
それでは、高等官の陣容はどうであったのか。先述した木場が語る他省との横断性の少なさは、はたして実態にそうものであったのだろうか。ここでは、異動が文部省内で行われているかどうかにかんして重点を置くため、前年と同じ職務に留任する者と、文部省内で配置替えをされた者とを合わせて、勤続者として数える。そして、本職が文部省高等官なのか否かを基準に転入者、転出者を計上すると、【表二―一】のようになる。さらに、【表二―一】に基づいて、勤続者の比重をグラ

【表二-I】 専任高等官の省内外異動

調査年月	留任者数	転入者数	専任高等官数	転出者数
明治20.11	19	5	24	2
明治21.12	20	6	26	4
明治22.12	21	3	24	5
明治23.12	19	2	21	5
明治24.12	12	4	16	9
明治26. 1	9	5	14	7
明治27. 1	5	7	12	9
明治27.12	11	2	13	1
明治28.11	10	2	12	3
明治29.11	10	3	13	2
明治30.11	6	11	17	7
明治32. 2	9	11	20	8
明治33. 4	15	9	24	5
明治34. 4	19	4	23	5
明治35. 5	15	9	24	8
明治36. 5	18	5	23	6
明治37. 5	17	3	20	6
明治38. 5	19	5	24	1
明治39. 5	20	2	22	4
明治40. 5	20	4	24	2
明治41. 5	20	7	27	4
明治42. 5	20	12	32	7
明治43. 5	31	2	33	1
明治44. 5	31	3	34	2
明治45. 5	28	3	31	6

フにしたものが【表二-II】である。

【表二-II】 専任高等官の省内外異動グラフ



【表二―Ⅱ】でわかるように、勤続者数が急減して（平均は七六％）、半数以下となる時点が三つある。二七年一月、三〇年一月、三二年二月である。省内体制は、これらの時点で前年と大きく変わった可能性が高い。

まず二七年一月は、行政整理とともに人事刷新という課題^⑩に対応した時期である。文相就任直後の井上毅が伊藤博文に送った書簡に「局課其人を待候事第一之緊急ニ有之^⑪」とあるように、人事刷新は緊急事項であった。そこで、井上は牧野伸顕、木下広次、嘉納治五郎のような同郷の熊本出身者や親睦の深い人物を登用した^⑫。井上の人事戦略は、個人的な人脈を行使したといわれているが、牧野以外には、以前から教育界にいた者を登用した点に留意する必要がある。

次に、三〇年一月段階は、文相蜂須賀茂韶が、元内務省土木局長都筑馨六や内務省社寺局長安広伴一郎を登用したことで教育界内外に波紋を起こし、その結果、都筑、安広そして蜂須賀さえも更迭された時期である。詳しくは後述するが、騒動の最大原因は蜂須賀、都筑、安広ともに教育の門外漢である点にあった。また、三二年二月段階は海軍出身の文相山資紀が、元文相の外山正一の意見に従って、沢柳政太郎、上田万年を高等官五等から二等へと特進させて局長に抜擢したことが反映されたのである^⑬。

これら三つの時点での異動は、文相の交代に起因するところでは共通している。だが、単純に大臣と個人的な関係によるものと一括りにすることはできない。特に、三〇年の異動は従来教育行政と縁がなかった者を登用しようとして、文部省高等官やその経験者から反対に遭った結果であることなど、他の時期とは明確に違っている。

以上、本章では高等官に教育家・教育関係者を登用する仕組みが三〇年以降に技能職の設置、増員によって確立することを確認した。この確立は、一般職候補者と技能職候補者との区分をもたらず面もある。しかしその一方で、他省から横滑りで入省するケースは少なかった上、難しくなっていく。三〇年に起きた文部省高等官、経験者による人事反対運動はいわゆる「縦割り」行政という性質が典型的にあらわれた事件と思われる。これらは次章に述べるが、高等官が文部省の状況をどのように判断していたのかは注目に値する。

- ① 文部省高等官に関する規定は、『法令全書』および、『明治以降教育制度発達史』（教育史編纂会、一九六四年）、「各省官制通則」・「文部省官制」〔公文類聚〕（国立公文書館所蔵）に拠る。また、「視学制度に関する調査——沿革、現状、見通し——」（文部省調査局調査課、一九四九年）、鈴木博雄編『日本近代教育史の研究』（振学出版、一九九〇年）、宮本雅明『明治期における文部省官制組織の構成と沿革——高等教育施設の史的的研究（一）』（『日本建築学会論文報告集』第二九二号、一九八〇年）、森本稔『明治期の学校衛生——学校衛生関係諸制度の設置とその経過について』（『天理大学学報』第三四卷第四号、一九八三年）を参照。
- ② ただ、視学官の任用規定は一貫していないことを断っておく。文部省視学官は、一九年二月段階では他の奏任官と同じく、基本的に試験を経てものが登用されている。しかし、三〇年に再設置される際、銓衡を経ての任用となり（同年一〇月九日勅令三四五号）、さらに、三年六月一五日には特別任用令が發布され、資格が明示される。その資格とは、直轄学校長、直轄奏任教官を二年以上務めた者、あるいは、三年以上師範学校長、官立公立中学校長、官立公立高等女学校長、官立公立実業学校長でかつ一年以上上府県視学官に在任した者という職歴を重視したものであった。
- ③ 専任官任用の制限が行われる前は定員が満たされていないかったが、制限が行われた以降はほとんど満たされている。また、四一年三月以降は技師と視学官それぞれに定員の倍が在任、図書審査官は定員が満たされていない。
- ④ 『公文類聚』第一四編、明治三三年第五卷官職二・職制章程二。
- ⑤ 同前。
- ⑥ 本職が直轄学校関係ではなかったのは六名で、華族女学校教授榎桑一郎、東京府視学官・東京府事務官岡五郎、陸軍教授牧瀬五一郎、上田資永専門学校校長針塚長太郎、衆議院書記官佐藤安文、拓殖務書記官白仁武である。これらほとんどが専任官としての前歴を持っていた。兼任官の兼任先は、三二年を境にして大きく変化している。それ以前には主に参事官、書記官を兼任していたのに対し、以後は牧瀬五一郎を除く全員が技能職を務めている。
- ⑦ この他に奏任官に準ずる試補に対する規定もあるが、文部省に試補が置かれた時期は三三年、四四年と四五年に限られ、文部省において試補は高等官候補者確保のルートとしてはあまり機能していなかったというべきである。
- ⑧ 三一年一月から三三年三月までは、大臣官房、専門学務局、普通学務局だけで運営されていた。
- ⑨ 参事官は視学官の不在期（二六年一〇月から三〇年一〇月まで）に「通則二揚クル職務ノ外学事ノ視察及学校検閲ノ事ヲ掌ル」という職務追加がなされたため、専任参事官員数が倍増している。
- ⑩ 「明治二五年一月二日長谷川泰の質問」（安部磯雄編輯『帝國議會教育議事録』厚生閣蔵版、一九三三年）。
- ⑪ 二六年四月二五日付伊藤博文宛書翰『井上毅伝』史料編第四（國學院大學図書館、一九六六年、二三八頁）。
- ⑫ 個々の入省経緯に関しては、大津淳一郎『大日本憲政史』第一〇巻（原書房、一九七〇年、四一一―四二頁）、『教育家としての嘉納治五郎』（『嘉納治五郎大系』第一〇巻、本の友社、一九八八年、二二一頁）を参照。この様子を『読売新聞』では「神経政略」と題した記事で評している。これによると、井上の動きはあたかも脳が神経を使って四肢五官に命令を伝えるように、自分の側近である少数の人物を使って、部下の諸学校を自由自在に支配しようとするものだと指摘し、井上の性質からその人事の様態を評している（『神経大臣の神経政略』『読売新聞』一九九三年九月一五日付）。

⑬ 相澤熙「樺山文相の人材登用」(『日本教育百年史談』学芸図書、一九五二年、二二二頁)、石川謙「岡田良平と沢柳政太郎」(『文部時

報』一〇二号、一九六二年一〇月)。

第二章 進退・自己規定——回想録の中で

第一節 入省ルートと縁故

こうした制度変遷の下で、文部省高等官はどのようにして文部省へ入省したのだろうか。以下、具体的な進退経緯を自叙伝や回想録などをもとに検討していく。

俳人として有名な内藤素行(鳴雪)は、一三年七月文部省四等属として入省、参事官を最後に退官するまで文部省に勤務していた。入省前に愛媛県学務課長だった内藤は、転入する経緯について次のように語っている。

他の同郷人は岩村〔高俊―筆者、以下同〕氏の転任した内務省へ幸と採用されたのだから、官等はそのままで行く事が出来たが、私は学務課長で転任するなら文部省である。文部省は私に対して何らの縁故も無いから、来るなら今までの二等属を四等属に下げねばあき場がないという事であった。そこで私も少し困ったが、何しろ今までのままでは居たくないので、終に決心して四等属を甘んじて、いよいよ文部省へ転任する事になった。^①

一三年三月愛媛県の岩村県令が内務省戸籍局長に転任する時、後任県令と主義が合わないことを懸念した人たちが、岩村と一緒に異動することになった。内藤もまた異動を望んだが、その際、学務課長という職務を優先して文部省への転任を希望した。しかし、同省に縁故がなかったため二等属から四等属へ減等するのを甘受するしかなかったという。これは、入省あるいは転省する際に縁故がいかに重要であったかを示すケースである。

のちの文部次官沢柳政太郎は、二一年に帝大哲学科を卒業後すぐに入省している。その経緯は、「辻氏の誘導に依るも

のである。従って辻氏の死後を受けて帝国教育会の会長に推されたのも辻氏との関係に依る所もあつただろう^②と上田万年（沢柳の中学校以来の友人で、のちに文部省でも同僚となる）が述べているように、同郷の長野出身で当時文部次官であつた辻新次の縁故によるものであつた。

同級生の推薦を通して入省するケースもある。前職奈良県尋常中学校校長の正木直彦である。

明治三十年の六月に、突然私は、文部大臣秘書官に任命されたのであつた。当時の文相は蜂須賀茂韶侯であつたが、私はそれ迄辱知の間柄で無かつた。怪訝に思つて行つて見ると、鳥取県へ左遷された筈の福原〔鐔二郎〕が文部省に参事官として納まつてゐた。訳を訊いて見ると、次官の都築馨六君が古澤〔滋〕さんから話を聴き、福原を鳥取県への赴任の途中で文部省へ取つたのであり、更に、続いて福原から、私が奈良で孤立無援の立場に置かれてゐるといふのを聴いて、蜂須賀さんに秘書官として推薦せられたものらしかつた。^③

正木によると、帝国奈良博物館が出来た二八年四月、古沢、福原、正木はそれぞれ、博物館長、理事、学芸員を兼ね、新事業を興そうとしていたが、その案件を宮内省へ直接に上申したために、本来相談役となるはずの東京の帝室博物館長九鬼隆一を怒らせてしまった。この事によって、古沢らは異動を余儀なくされたという。正木は、先に入省した大学予備門、帝大同級生の福原の紹介で文部省に入る。正木が就任する秘書官は自由任用の枠であるため、文相の許可だけで入省したのであろう。正木は以後、視学官、秘書課長、文書課長兼美術課長を経た後、東京美術学校校長に移る。福原も参事官、書記官、専門学務局長、文部次官と省内で昇進を重ねていく。

また、井上毅文相が姻戚である木下広次を専門学務局長に任用したことや、牧野伸顕次官が義兄の秋月左都夫を外務省から文部省に転勤させたことなどは、親類という縁故が作用した例である。^④

技能職に採用される際も同じく縁故がものを言つた。喜田貞吉の場合、三四年五月七日図書審査官に任じられるが、以下のように述懐している。

明治三十四年四月、突然文部省図書課に就職してはとの話が持ち上った。これは従来全く思いもかけなかったことで、官吏になろうなどは、考えてみたこともないのであった。しかるに、かねて三高出身の先輩として懇意な小谷重君が、これまで勤めておられた文部省を退いて、書肆金港堂の編輯部に入られるので、はからずもその後任に擬せられたのであった。確か小谷君の口入で、これも三高出身先輩の、当時の普通学務局長松村茂助君の推薦であったかと記憶する。「中略」かくて渡部（董之介）図書課長のメンタルテストも無事に通過して、取りあえず教科書編纂および検定に関する事務囑託ということになり、やがて詮衡も順調に進行して、五月七日附で文部省図書審査官に任ぜられ、高等官七等六級俸年千円ということと、ともかく奏任官の末座に列することになったのであった。^⑤

小谷は、三〇年から三四年四月まで図書審査官をつとめていた。また、松村に関しては喜田の述懐は正確でなく、三三三年参事官兼秘書官として文部省に入り、三四年四月時点で人事課長も兼任している。図書審査官は詮衡によって採用される職であるが、文部省関係者の推薦をうけて、上司との面接が終わった後に、形式的な詮衡が行われ、入省が決定したものである。採用が定期的に行われていなかった当時、後任者などの確保のため、あらゆる縁故が利用されたのはある意味自然な動きであったといえる。

それでは、高文が実施された後、その合格者が入省するケースはどうだったのか。山崎達之輔は、三九年七月に京都帝大を卒業して、翌月には台湾総督府属となる。同年一月高文に合格した後も勤務し続けたが、四一年に元京都帝大総長の岡田良平次官の縁故を頼って文部省入りを果たす。この転勤は、山崎の積極的な活動による結果であった。四一年七月二九日、履歴書二通を添付した岡田宛の書簡に「過日は突然参上仕候処」とあることから、就職斡旋依頼のためにいきなり岡田を訪問したことがわかる。それから一か月後の八月二五日、山崎は再び岡田宛に書簡を送っている。そのなかで山崎は、「目下表面上会計検査院書記官一名及特許局事務官審査官各数名は欠員」であるが、「此等は小生事務の経験も無之」だから適任ではないと胸中を明かして、他に中央で就職先が見つからない場合は地方事務官を選ぶしかないと同情を

誘い、「万々一此の方に欠員も有之候は、御採用相叶ひ候様御尽力を仰ぎ度恐れながら御願申上候」と就職斡旋を頼んでいる。^⑥

四四年七月に東京帝大法科を卒業して、同年一月に高文に合格した関屋龍吉の場合も、翌年の三月に文部省試補として官職につくが、関屋自身が「教育行政こそ自分にとって最もやり甲斐」がある仕事だという結論を出して、卒業と同時に先輩の仲介で文部省へ採用方願い出たと語っている。このように、文部省に入るためには、高文合格者であっても縁故づくりなどの活動が必要だったのである。

では、高等官は縁故さえあればよかったのか。官僚養成・採用システムの完成、政党の進出などという明治中後期の時代変化は人員構成に影響がなかったのだろうか。

第二節 「教育島」の出現

内藤素行は、入省する頃（二三年）の文部省職員について、「大学卒業の学士などは一人も官吏となる者はなく、多くは古い漢学や変則洋学を修めた人達」であったとし、だからこそ「私の如き自己研究の聞嚙り学問をした者であっても、いくばくか用に立」ったと述べている。しかし、退省を決心する頃（二四年）になると、「大学卒業者も文部へ入って来てなかなか頭の好い者も出来た」と、沢柳政太郎などの具体的な名前を挙げている。内藤は、帝大の前身である東京大学（以下、東大と略記）の出身者も含めて「大学卒業者」と述べており、彼らが入省することで文部省職員の新旧交替が行われたかのように好意的に認識している。^⑦

内藤と勤務時期の重なる江木千之も、大正一三年文相として三五年ぶりに文部省にもどった時、文部省構成員の変化を次のように言及している。二二年頃の文部吏員は「規則立った教育を受けたものは少なかった」が「文政の実を挙げよ」とする意気込みがあった。ところが、大正一三年頃の文部僚属は、「他の諸省同様、殆んど皆法律の専門家の集りであ

つて、法律万能の弊が、斯く機械的に陥り、外部の整頓のみに汲々たる」と、教育学を心得た人がなく法学士によつて文部行政が行われている状況を慨嘆している。^⑨江木は、彼自身が文相になった時点で、文部省組織を刷新する必要性を感じたため、対照的に述懐していたのであろう。したがって、「規則立った教育を受けたものすくなかった」という発言は、正規学校出身者が少なかったという意味ではなく、帝大出身の法科専攻者が少なかった点を強調していたと思われる。内藤と江木の述懐からは、明治二〇年代初期に正規学校出身者の入省が目立ち、以後、法学士がその主流になったとの認識をうかがうことができる。実際、帝大出身者は二三年と二四年に文部省試補として入省する。そして、明治三〇年代に入ると、帝大法科卒業者で、かつ高文合格者も相ついで入省するようになる。

しかし、本当に文部省高等官は法科卒業者だけで構成される方向へ移行したのだろうか。一九年一月時点で勤務していた高等官の学歴（二一名中判明者二〇名、重複あり）をみると、大学南校（伊沢修二、青木保、江木千之、大島誠治、中川元、浜尾新、山口半六）、東大文学部（木場貞長）、慶応義塾（浜尾、久保田譲、小杉恒太郎）、留学（伊沢、中川、山口、手島精一、折田彦市、服部二三）、東京法学校（大島）を経た者が採用されており、その他は藩校出身者などである（川上彦次、久保春景、小牧昌業、辻新次、内藤素行、野村綱、山田行元）。

これに対し、一〇年後の二九年一月時点の勤務者の学歴（二三名中判明者二名、同前）は、開成学校（寺田勇吉、久留正道）、大学南校（永井久一郎、木下広次）、東大文学部・帝大文科（木場貞長、牧野伸顕、岡田良平、渡部董之介）、同法学部・同法科（由布武三郎、中川小十郎）、同工科（真水英夫）、同医科（三島通良）、工部省鉱山寮（久留正道）、慶応義塾（永井）、留学（永井、木下）である。そして、三九年の場合（二三名中判明者一七名、同前）は、開成学校（久留正道）、帝大文科（渡部董之介、大島義脩、吉岡郷甫、喜田貞吉、平出鏗二郎）、同法科（赤司鷹一郎、田所美治、松本順吉、松村茂助、福原鎌二郎）、同工科（山口孝吉）、同理科（浅井郁太郎）、工部大学（真野文二）、留学（真野）、東京師範学校（野尻精一、森岡常蔵、川上瀧男）となる。

このように、一九年以降、一〇年ごとの大まかな変化をみると、帝大出身者が増加しているが、法科卒業生だけが増えたわけではなく、その専攻は多様であったといえる。

ちなみに、以上の文部省内における帝大出身者の増加は、一般にいわれるように学閥強化という理解だけでいいのだろうか。普段、学閥の形成は先任者が後任者を選抜する際に同窓を次々にいれることで説明しがちである。しかし、文部省の場合、帝大関係者が局長クラスに就任し、政策を実行する主役になるケースも散見できる。木下広次が専門学務局長に就任する際、中川小十郎（立命館大学の前身である京都法政学校設立の主役）に実行したい政策案をみせた上で、中川を専門学務局属として入省させたように^⑩、政策の協力者として帝大生が入省するケースもある。文部省人員構成における大学の影響力は、卒業生の学閥に止まらない複雑なものであり、再考の余地があると思われる。

一方で、政党の進出に対する文部省の対応も顕著であった。例えば、三一年六月に大隈内閣が成立した際に、新内閣が「人事方面などにも無茶な変動を強行しようとするだらう。文部省はこれ迄、教育島で守つて来た。この秩序を乱さぬやうに結束して頑張らねばならん」という認識から、正木直彦を秘書課長に就任させる上で、「人事は必ず秘書課長の手によつて」行い、政党から文部省人事を守ろうとした、との記述がある^⑪。同年七月に秘書課長に就任した正木のこの述懐は、自分たちをあたかも教育の専門家であるかのように、「教育島」ということばで括り、結束によって従来的人事慣行を守ろうとした点が注目される。

「教育島」が人事に関して結束して戦うという構図は、三〇年四月におこった都筑馨六の文部次官就任に反対する動きのなかにもうかがうことができる。高等師範学校長嘉納治五郎は学習院長近衛篤磨と面会して、文部次官に都筑馨六が任用されるとの噂があり、これは到底「部内の折合を望むべからざるに付」き、近衛から文部省へ注意を喚起してほしいと要請する^⑫。

この反対運動に積極的だったのは嘉納以外に、当時帝大総長の浜尾新、高等商業学校長兼文部省参事官小山健三、東京

工業学校校長手島精一、文部省参事官中川小十郎である。彼らは文部次官適任者として久保田讓を推挙する。この展開に關しては米田俊彦による研究がある。米田は、三〇年春から文部省高等官の半数以上が入れ替わり、山県系内務官僚（帝大出身若手官僚を抱える）による文部省支配体制、すなわち「山県系官僚体制」が成立しその後、蜂須賀文相の更迭とともに人事異動が行われ、それが崩壊すると論じている。しかし、反対運動の標的は中央省庁の一般行政官である都筑と安広の二人に限られている。同じ帝大出身でも、地方で教育行政の職歴を持っていた福原、正木などは標的にされず、両者ともに文相更迭後にも文部省で活動し続ける。このことから、三〇年における人事異動を「山県系官僚体制」の成立と崩壊過程として位置付けることは困難であるように思われる。

以上の検討により、文部省高等官は三〇年代初めにおいて、一般行政官や政党勢力と一線を画すために、職歴を重視した「教育蟲」という自己規定を持ち出したと考えられるのである。では、この規定は実態を伴うものであったのだろうか。次章で、次官・局長クラスの陣容を子細に考察する。

- ① 内藤鳴雪『鳴雪自叙伝』（岩波文庫、二〇〇二年、二八八頁）。
- ② 上田万年『文部省普通学務局長時代の澤柳君』（『沢柳政太郎全集』別巻、国土社、一九七九年、六三頁）。
- ③ 正木直彦『回顧七十年』（学校美術協会出版部、一九三七年、一八六頁）。
- ④ 黒木勇吉著『秋月左都夫 その生涯と文藻』（講談社、一九七二年、三五頁）。
- ⑤ 『喜田貞吉著作集』第一四卷（平凡社、一九八二年、九五頁）。
- ⑥ 『岡田良平関係文書』（東京大学社会科学研究所紀要『社会科学研究』二二卷五・六号、一九七〇年、二二二、二二四頁）。
- ⑦ 関屋龍吉『暁中七十年』（出版東京、一九六五年、六二頁）。
- ⑧ 前掲内藤『鳴雪自叙伝』、二九二―三、三〇一頁。
- ⑨ 江木千之翁経歴談刊行会『江木千之翁経歴談』下巻（一九三三年、四七五―六頁）。
- ⑩ 「総長講談二」『立命館百年史』資料一（立命館百年史編纂委員会、二〇〇〇年、二七頁）。
- ⑪ 前掲正木『回顧七十年』、一九二―三頁。
- ⑫ 『近衛篤磨日記』第一卷（鹿島研究所出版会、一九六八年、二〇三―四頁）。
- ⑬ 「文部次官問題」『嘉納治五郎大系』第一〇卷（本の友社、一九九五年、二六三―六頁）。
- ⑭ 『小山健三伝』（三四銀行、一九三〇年、三三八―九頁）、「久保田

「讓氏を文部次官に推挙する理由」（『読売新聞』一八九七年四月二七日付）。

⑮ 前掲米田『近代日本中学校制度の確立——法制・教育機能・支持基盤の形成』、三二—五二頁。

第三章 「教育島」の様態

先述したように「教育島」とは職歴をもとに想定した自己規定の概念であった。したがって、その実態を把握するためには、文部省高等官経歴者の前歴を分析して見る必要がある。明治中後期における文部次官、局長就任者の経歴を文部省、諸学校、地方官庁、他省にわけ、その勤務年数を表記すると【表三】のようになる。結論から言えば、就任者の大半が文部省のみ、あるいは文部省と学校関係職（教授・学校長）とを交互に経歴していることと、他省からの転入者は短期間の就任に留まっていることがわかる。「教育島」は実在していたのである。以下、官職別に就任者の傾向を分析することで「教育島」の様態を探る。

第一節 次官クラスの陣容

（一）学歴・経歴

明治期の文部次官は、辻新次以来、延べ一四名（岡田良平は二回就任）であった。その顔ぶれは【表四】の通りである。

学歴は、東大文学部・帝大文科（五）、同法学部・同法科（二）、慶応義塾（二）、攻玉社（二）、司法省法学校（二）、留学（二）で、近代的な正規教育をうけた人物が早い段階で登用されたこと、法科系よりも文科系出身者が次官に就任していたことを指摘することができる。

就任者一四名中、八名（辻、久保田、菊池、小山、岡田、木場、沢柳、福原）が局長からの昇進者である。この八名の官歴をみると、兼任で局長を経験した菊池を除く七名は、局長以前にも文部省秘書官または書記官、会計課長というルートを

文部次官・局長経歴者一覧

(D) 文部省への初任官	学 歴	生 年	本 籍
大学教授→7等出仕(明治4)	—	42	長野野
卒→出仕(明治5)	南	51	長野野
無官→12等出仕(明治5)	慶応	47	兵庫庫
無官→12等出仕(明治5)	南, 慶	49	兵庫庫
工部省二等少師→9等出仕(明治7.12)	慶, 南, 留	52	愛知
中退→13等出仕(明治7)	南, 工部	53	山口
留学→督學局雇(明治8.9)	留学	51	山口
開成学校幹事→8等出仕(明治9.4)	留学	49	静岡
卒→御用掛(明治13.10)	東文	59	鹿児島
医学校助教→6等属(明治14.12)	攻玉社	58	埼玉
留学→御用掛(准奏任:明治15.3)	南, 留	51	熊本
司法省御用掛→御用掛(明治17.12)	司法省法学校	60	島根
留学→督學局雇(明治9.11)	留学	50	京都
卒→雇(明治21.7)	帝文	65	長野
卒→試補(明治23.7)	帝文	65	岐阜
学習院教授→参事官(明治24.4)	東文	60	神戸
贵族院議員→局長(明治25.12)	-	45	島根
第一高等中学校教授→視学官(明治26.2)	帝文	64	静岡
茨城県知事→次官(明治26.3)	東文	61	鹿児島
内務部課長→書記官(明治28.11)	帝法	63	福岡
地方参事官→参事官(明治30.3)	帝法	68	三重
内務省社寺局長→局長(明治30.4)	慶, 留	59	福岡
図書頭→次官(明治30.5)	東文	61	群馬
帝大理科大学長→局長兼任(明治30.8)	南, 留	55	岡山
帝大農科大学長→局長兼任(明治30.10)	留学	57	岐阜
外務省通商局長→免→参事官(明治31.7)	東文	60	東京
千葉県知事→次官(明治31.7)	慶応	51	鹿児島
帝大文科大学教授→兼局長(明治31.11)	帝文, 留	67	愛知
地方参事官→参事官(明治32)	帝法	68	静岡
農商務省次官→免→次官(明治32.4)	東法	60	鳥取
地方参事官→参事官(明治32.5)	帝法	71	高知
帝大工科大学教授→局長(明治34.5)	工部, 留	61	東京
地方参事官→参事官(明治35.2)	帝法	72	愛媛

は▲, 10年以上は●で表す

大学が東京帝国大学と改称されたのは明治三〇年で、この年に京都帝国大学が新設される。学歴で法—帝国大学法科, 留は留学, 慶応・慶は慶応義塾, 工部は工部大学学校の略称

【表三】 明治19—45年

(A) 氏 名	(B) 最終官歴の前歴				(C) 一生の官歴			
	文部本省	教授、学校長	地方官庁	他 省	文部本省	教授、学校長	地方官庁	他 省
辻 新次	●	▲			●	▲		
伊沢修二	●	▲		×	●	▲		○
久保田讓	●	×			●	×		
浜尾 新	▲	▲			●	●		
永井久一郎	▲	○		▲	●	○		▲
江木千之	●	△			●	△	●	○
服部一三	▲	▲			●	▲	●	
手島精一	●	▲			●	●		
木場貞長	●		△	○	●		△	○
小山健三	▲	●	▲		▲	●	▲	
木下広次	△	●			○	●		
梅謙次郎		●			×	●		△
折田彦市	△	▲			○	●		
沢柳政太郎	●	▲			●	●		
渡部董之介	●				●			
嘉納治五郎	▲	●			▲	●		
千家尊福				—	×		●	—
岡田良平	▲	○			●	▲		
牧野伸顕			△	●	▲		△	●
白仁 武	×		○	●	△		▲	●
福原鎌二郎	●		△	△	●	●	△	△
安広伴一郎		△		▲	×	△		●
都筑馨六				●	×			●
菊池大麓	×	●			○	●		
松井直吉	○	●			▲	●		
高田早苗	×	○		×	△	●		×
柏田盛文		○	△		×	○	△	
上田万年		▲			▲	●		
松村茂助	●		○		●		○	
奥田義人		△		●	△	▲	△	●
田所美治	●		○		●		○	
真野文二		●			●	●		
松浦鎮次郎	●		△	△	●	●	△	△

- ・ (A)は『文部省歴代職員録』, (B)(C)(D)は人名辞典類より作成
- ・ 生年はすべて1800年代で, 下二桁だけを表記
- ・ 記号は勤続年数で, 1年未満は×, 1年以上3年未満は△, 3年以上5年未満は○, 5年以上10年未満
- ・ —は不明
- ・ 氏名の並べ方は, 文部省初任官時を基準とする
- ・ 帝国大学は明治一〇年設立の東京大学と工部大学校が合併され, 明治一九年に設立された。帝国南は大学南校, 東は東京大学（東文—東京大学文学部）, 帝は帝国大学（帝文—帝国大学文科, 帝

【表四】 文 部 次 官

氏 名	在 任 期 間	前 職	後 職
辻 新 次	19.3.3-25.11.24	文部大臣官房長心得兼学 務局長心得	貴族院議員
久 保 田 譲	25.11.24-26.3.11	普通学務局長	貴族院議員， 文相
牧 野 伸 顕	26.3.11-30.5.25	茨城県知事	特命全権公使
都 筑 磬 六	30.5.25-30.11.12	図書頭	外務省参事官
菊 池 大 麓	30.11.12-31.5.2	東京帝大理科教授兼理科 長兼高等学務局長	東京帝大総長
小 山 健 三	31.5.2-31.7.5	東京高等商業学校長兼実 業教育局長	第三四銀行頭取
柏 田 盛 文	31.7.5-32.4.7	千葉県知事	茨城県知事
奥 田 義 人	32.4.7-33.5.19 33.5.20-33.10.24(総務長官)	元農商務次官， 欧州巡遊	法制局長官兼内閣恩給局長
梅 謙 次 郎	33.10.27-34.6.5(総務長官)	東京帝大法科大学長， 和 仏法律学校長	東京帝大法科教授
岡 田 良 平	34.6.5-36.12.5(総務長官)	実業学務局長， 仏国出張	貴族院議員， 京都帝大総長
木 場 貞 長	36.12.5-39.1.17	元普通学務局長， 官房長	貴族院議員
福原鏗二郎	39.1.17-39.7.18 (心得)	専門学務局長	専門学務局長
沢柳政太郎	39.7.18-41.7.21	元普通学務局長， 欧州出 張	東京高等商業学校長事務取 扱， 貴族院議員
岡 田 良 平	41.7.21-44.9.1	京都帝大総長	貴族院議員， 文相
福原鏗二郎	44.9.1-大正5.10.13	専門学務局長	貴族院議員， 東北帝大総長

(備考) 在任期間は、例えば明治19年3月3日～同25年11月24日の場合19.3.3-25.11.24と表記する。

通っている。また、入省までの経歴は、
 ①新卒者(久保田、木場、沢柳)、②直
 轄学校での教授や学校管理者(辻、岡
 田、菊池)、③地方の学務課長(小山、
 福原)に整理することができる。入省
 後は七名が一貫して管轄内で活動して
 おり、木場だけが法制局や地方で五年
 ほど勤務後、再びもどってきている。
 一方で、他の六名が知事(牧野、柏
 田)、他省の局長や次官(都筑、奥田)、
 学校長(梅、岡田)からの転入組であ
 る。ここで重要なことは、彼らが教育
 の門外漢ではないことである。柏田は
 学制研究会の会員で、学区取締、第四
 高等中学校長の経歴をもつ教育系議員
 であり、①、梅や岡田は学校管理職経験者
 である。そして、奥田も英吉利法律学
 校創設者の一人であったことを考えると、
 次官就任以前に教育業務と無縁で

【表五】 各省大臣・次官就任者数（明治19年から45年まで）

		大蔵省	内務省	文部省	司法省	外務省	農商務省	逓信省
大臣延べ数		15	26	25	19	23	26	19
次官	延べ数	11	16	14	13	15	17	12
	局長経験者数	9	9	8	7	7	6	3
	実員	9	14	13	12	13	16	10

あつた者は、牧野、都筑の二名に限られる。

(二) 文相との関連

文相（留任・再任などを含めた延べ二五名）と次官の交代時期を比較すると、都筑や奥田や沢柳のように大臣一代限りで勤める場合もあるが、進退が完全に一致するのは、大臣外山正一と次官小山、同じく松田正久と梅、小松原英太郎と岡田だけであり、大臣交代が直ちに次官の交代に連動するわけではなかったことがわかる。

文相就任が次官交代に直結する事例は、井上毅文相が久保田讓を更迭し、牧野を登用したのが最初である。この変化に対して、『教育報知』には、「大臣の変遷する丈け、夫れ丈け次官の動かざるは、殆んど反比例の姿であると隠れなき世評にまでも上りたりにし文部次官も、果ては変遷多きの世となりけり」と論評される。しかし、牧野は井上の退官後にも留任するので、文相と在任期間が一致するわけではない。牧野が次官を辞任するのは、蜂須賀文相の就任から半年以上たった時であるが、文相とは折り合いがよくなかったために外務省への転出を希望したとも言われている。都筑が後任として浮上したのは、三〇年四月から五月頃であるが、『都筑馨六伝』には、都筑が教育行政未経験ゆえに次官就任に対して、猛烈な反対運動が起こり、「文教頹廢」を掲げた攻撃を受けたと記述されている^③。また、奥田の次官就任は元文相外山正一の推薦によるとされている。他に、岡田が再び文部次官になったのは、文部行政には門外漢であつた小松原英太郎が大臣就任の条件としてそれを挙げたためであつた。ちなみに、樺山資紀文相期の次官である柏田盛文がともに鹿児島出身である一例を除くと、大臣と次官の出身地はすべて異なっている。つまり、次官は藩閥よりも、局長在任者、経験者、学校教育関係者を選任することが多く、「教育

島」か否かが一つの基準になっている。

(三) 各省次官との比較

文部次官と他省次官就任者とを、その省内での勤務期間、転省経験者数の比率ごとに比較したのが【表五】である。^④

次官就任に至るまで、各省内で一〇年以上勤務した者の比率は、大蔵省が最も多く(九〇・九%)、文部省は司法・外務省なみの五〇%前後である。他の通信・内務省が一五%前後、農商務省は五・九%ということからみても、文部省は持続的に勤務する人、勤務経験者の再就任が多かったことがわかる。また、次官実員の転省経験者比率においても、文部省は、大蔵省に次いで低い(四二・九%)。農商務・通信・内務省が六〇%以上であることを考えると、文部省は大蔵・外務・司法の各省とともに、人事面での「縦割り」性が強固であった可能性を見てとれる。以上のことから、文部省は中央省庁のなかで「弱体省」と一括りされがちだった通信省や農商務省とは、一線を画す人事傾向が存在していたと言えるであろう。

第二節 局長クラスの陣容

一九年段階では、総務局(次官が局長代行)を除いて、学務局(二〇年一〇月に専門学務局と普通学務局に分離)^⑤・編輯局・会計局^⑥の局長には奏任官が当てられたが、一三年になると、編輯局が廃止される一方で、専門学務局長・普通学務局長の官等が奏任二等以上勅任二等以下と規定がかわる。さらに、翌年に会計局は廃止され、専門学務局・普通学務局長は勅任二等に当てられることになり、局長には全員勅任官が当てられる。以後、普通学務局と専門学務局が常置されたほか、図書局や実業学務局が設置と廃止をくりかえす。

(一) 専門学務局長

二〇年一〇月五日に学務局が廃止され、同日専門学務局が設置された後、一時期(三〇年一〇月九日から三一年一〇月三十一日まで)高等学務局となるが一年後には再び元にもどる。専門学務局長は実員九名で、就任者氏名、在任期間、前職、後

【表六】 専門学務局長

氏名	在任期間	前職	後職
浜尾 新	13.4-官立学務局長 20.10.5-26.3.30	東大法学部・理学部・文学部 総理補兼予備門主幹	帝大総長、文相
牧野伸顕	26.3.31-26.6.19（扱）	文部次官	文部次官
木下広次	26.6.19-30.6.28 30.6.28-30.8.2（兼）	第一高等中学校長兼帝大法科 教授，貴族院議員	京都帝大総長
菊池大麓	30.8.2-30.11.12（兼） 30.11.17-31.1.18（扱）	東京帝大理科教授兼理科長	次官
松井直吉	31.1.18-31.8.24（兼）	東京帝大農科教授	東京帝大農科教授
高田早苗	31.8.24-31.10.31 31.11.1-31.11.24（兼）	参事官	参与官，東京専門学校学監， 文相
上田万年	31.11.24-34.6.25 34.6.26-35.3.27（兼）	東京帝大文科教授	東京帝大文科教授
松井直吉	35.3.27-38.2.22	東京帝大農科教授	東京帝大農科教授
福原隼二郎	38.2.22-44.9.1 44.9.1-45.4.1（兼）	書記官兼参事官	次官，東北帝大総長
松浦鎮次郎	45.4.4-大13.1.9	参事官兼書記官	次官，京城帝大総長

（備考） 在任期間の表記は表四と同様である。

職を【表六】にまとめた。

前職は、帝大総長や同教授、または文部省参事官という二者に分かれる。前者からの就任者（浜尾、木下、菊池、松井、上田）の中で、五年に文部省一二等出仕として入省した浜尾、一五年に留学から帰国し文部省御用掛を務めた木下の他には、局長就任前に専任として文部省事務に関わった形跡はない。しかし、五名ともにほとんどが学者であり、進退前後の活動は文部省管轄内で行われている。

また、後者からの就任者（高田、福原、松浦）の中で福原と松浦は、二人とも地方参事官を経て入省、その後、教育行政研究のために留学し、帰国後に会計課長に就任するという文部省一筋の道を歩いている。福原の場合、二五年七月通信省試補として官に足を踏み入れ、奈良県参事官から文部省参事官へ転任したが、文部省の歴代高官が教育界出身か終始教育界にかかわっている人々であるのに対して、「福原獨り此間〔政界と教育界〕にありて稍々出色を帯び、多少の政治家的素質を有せざるにあらずと雖も、彼も尚ほ教育圈内の人たるに違はず」との

【表七】普通学務局長

氏名	在任期間	前職	後職
浜尾新	20.10.6-20.12.28(心)	官立学務局長, 専門学務局長	帝大総長
野村綱	20.12.28-21.9.23(代)	視学官	参事官
久保春景	21.9.24-22.4.19(代)	視学官, 秘書官	参事官
服部一三	22.4.20-24.4.24	参事官兼書記官	岩手県知事
江木千之	24.4.27-24.6.18	参事官	参事官, 内務大臣秘書官兼書記官
久保田讓	24.6.18-25.11.24	会計局長	次官
千家尊福	25.12.7-26.5.4	貴族院議員	埼玉県知事
木場貞長	26.5.4-26.7.22(心) 26.7.22-30.4.16	書記官・普通学務局長心得	官房長, 次官
安広伴一郎	30.4.16-30.11.16	内務省社寺局長兼内務大臣秘書官兼内務省参事官	逓信省郵務局長
手島精一	30.11.17-31.1.18	東京工業学校長	東京工業学校長, 実業学務局長
嘉納治五郎	31.1.18-31.6.20(兼) 31.6.20-31.11.24	高等師範学校長	高等師範学校長
沢柳政太郎	31.11.24-39.2.12	第一高等学校長	次官
野尻精一	39.2.12-39.8.10(心)	視学官	視学官
白仁武	39.8.10-41.5.15	元文部省書記官, 栃木県知事	関東都督府民政長官
松村茂助	41.5.15-44.5.10	書記官	退官
田所美治	44.5.10-大5.10.13	参事官	次官

(備考) 在任期間の表記は表四と同様である。

評価をうけた人物である。局長退任後には全員が学校関係の職に就いている。そして、次官への昇進者もその退任後に大学の総長になっている。

以上のことから、明治中後期の専門学務局長には、専門知識をもつ大、帝大の教授から選任されるのが一般的であったが、三八年の福原の就任以後は法学専攻の事務官出身者に変わっていることがわかる。ただし、事務官出身者も留学を通して教育行政に関する専門知識を修得する期間が設けられたことは指摘しておく。

(二) 普通学務局長

普通学務局長就任者は一二名である(表七)。彼らは、前歴によって、文部省事務官(服部、江木、久保田、

木場、松村、田所）、学校長（手島、嘉納、沢柳）、文部省管轄外（千家、安広、白仁）で分けることができるが、千家と安広を除いた全員が文部省で奏任官として在職した経験をもっている。

千家と安広は、情実人事による一時的な変動とみることができるといえる。二五年十一月、辻文部次官と大日本図書会社の癒着および沢柳図書課長の修身教科書秘密漏洩事件が表沙汰になり、責任を負って辻と沢柳が辞任した。それに伴って、普通学務局長の久保田が次官となり、千家は大隈重信を後盾にして就任したが、教育関係の経験がないことから教育界との距離が懸念された^⑩。安広もまた、同じ理由で教育界の反発を招いた人物である。結局二人とも、就任一年以内に局長職を離れることになった。

以上の人事の中で目立つ変化としては、帝大法科卒業者で内務省試補や属を経験した者の進出をあげることができる。白仁以降であるが、松村茂助と田所美治は高文合格者である。この二人は同時期に文部省入りして、他の中央省庁での勤務経験がなく、一貫して文部省の事務職に従事する。松村は三二年に岡田良平の推薦によって長崎県参事官から文部省参事官に転任してきたが、田所は東京府から二か月遅く文部省に入る。田所は時の文相菊池大麓の信任を得て、秘書官になったあと欧米教育制度の調査に出かけるが、この留守中に松村は局長になったのである。この際、田所を勅任参事官に、先輩である渡部董之介を勅任二等にして人事全体のバランスをとった。局長以降の行き先では、次官就任者四名、学校関係者二名、退官一名、知事二名、他省三名であり、専門学務局長と違って、学校関係者が少ない。

（三） 実業学務局長と図書局長

実業学務局長は、実業教育局長（三〇年一月九日から三一年一月二五日まで）と実業学務局長（三三年三月二日以降）がある^⑪。五名が局長として就任したが、その氏名や在任期間などは【表八】の通りである。

全員、学校関係者、文部事務官から就任するが、入省前の経歴は学校関係者である。文部省を退官した後も学校関係に従事するが、小山健三だけが活動の場を経済界に移している。

【表八】普通学務局長

氏名	在任期間	前職	後職
松井直吉	30.10.9-31.1.18(兼)	東京帝大農科教授	専門学務局長
小山健三	31.1.18-31.6.20(兼)	高等商業学校長兼文部省参事官	次官
手島精一	31.6.20-31.10.25	東京工業学校長	東京工業学校長
岡田良平	33.4.11-34.6.5 34.6.5-34.6.26(抜)	書記官・大臣官房会計課長	総務長官
真野文二	34.6.26-大2.5.9	東京帝大工科教授	九州帝大総長

(備考) 在任期間の表記は表四と同様である。

そして、図書局長は、都筑馨六が短期間兼任した(三〇年一月九日から二月二日まで)のを除き、図書課長として長期間在任した渡部董之介が務めた^④。渡部は帝大卒業後の三年七月二日付けで文部省普通学務局試験に任命され、以後文部省内で図書関係の仕事に従事した人物である。図書課・局における渡部の存在感はなごらく同課に勤めていた喜田貞吉の発言からもわかる。喜田は、「第一にそれが課になろうが、局になろうが、かつて変ることではなかったはずの渡部(董之介)さんが高等学校の校長さんに転ぜられた^⑤」ことを、大正九年四月に図書課の変化としてあげているのである。

以上のように、各局長の陣容変動において、帝大法科卒業生で内務省試験や属を経験した者の進出は一つの画期のようにみえる。だがそれを、単純に他の省庁と同様の法学士進出と片づけることはできない。三一年以降、文部省高等官の中に高文合格者が急増するが、彼らは参事官在任期間中に教育行政研究のために留学した経歴を持っている。また、実業学務局長や図書局長は法学士でもなかったのである。

その他にも、制度変更(局課の改廃、奏任官局長から勅任官局長への転換など^⑥)や文相の人事刷新が変動の要因になる。前述した井上文相期や蜂須賀文相期、樺山資紀文相期がその代表例であろう。とはいえ、千家、都筑、安広のような文教未経験者は省内外で批判の標的になる傾向が強く、就任期間も短かったことから、彼らを文部省高等官の主流として認識すべきではない。むしろ、文教経験者こそが主流と考えられるのである。このことが、「教育島」という自己認識・規定を形成し、これに基づいて教育行政の主役を担おうとしたのではないだろうか。

- ① 「柏田盛文氏の教育伸張論」〔教育時論〕四一七号、一八九六年一月一日。
- ② 「文部輔官の変遷」〔教育報知〕三六一号、一八九三年三月一日。
- ③ 『都筑馨六伝』（馨光会、一九二六年、一四〇～一頁）。
- ④ 次官の平均就任年齢（数え年）は、文部四一歳、外務四二歳、農商務四三歳、大蔵四四歳、司法四五歳、通信四七歳、内務四九歳で、文部次官が一番若かった。
- ⑤ 三つの課を設置、大学、高等専門学校、高等師範学校及學術会議、技芸学校、美術、音楽学校に関する事務を分掌する。
- ⑥ 五つの課を設置、尋常師範学校、尋常中学校、高等女学校、小学校、各種学校、幼稚園、図書館、博物館及教育会、通俗教育等に関する事務を分掌する。
- ⑦ 一三年三月に設置されたが、二三年六月三〇日廃止され総務局に図書課を設置される。局長経歴者は、島田三郎、西村茂樹、伊沢修二である。
- ⑧ 一三年に設置されたが、二四年八月局が廃止され、その後は大臣官房の会計課として存続する。局長経歴者は、中島水元、久保田讓、永井久一郎であり、歴代課長は、永井久一郎、岡田良平、寺田勇吉、福原謙二郎、松村茂助、松浦鎮次郎、山崎達之輔である。
- ⑨ 藤原喜代蔵「人物評論「学界の賢人愚人」」（文教会、一九二三年、二二六頁）。
- ⑩ 『大阪朝日新聞』一八九二年二月一日朝刊。
- ⑪ 『教育報知』三五二号、一八九三年一月四日。
- ⑫ 前掲藤原「人物評論「学界の賢人愚人」」（二二〇～二頁）。
- ⑬ 農学校、商業学校、工業学校、徒弟学校及実業補習学校とこれに準ずべき各種学校、実業教育費国库補助、実業学校商議員などに関する事務を掌る。
- ⑭ 三〇年一〇月九日設置。教科用圖書の検定及び認可、教科用圖書その他に教育上必要な圖書の編纂及び翻訳、図書館、参考圖書の保管に関する事務を掌る。
- ⑮ 「喜田貞吉著作集第一三卷学窓日誌」（平凡社、一九七九年、八〇頁）。
- ⑯ 「専門学務局長、普通学務局長ハ勅任トス」（二四年七月二四日付勅令九三三号、「文部省官制」改正第五條）と変更され、当時普通学務局長であった江木千之は二か月に満たない内に異動を命ぜられる。このことへの反発から江木は官職を辞する（「江木千之氏転任の理由」〔読売新聞〕一八九一年六月二日付）。

おわりに

以上、本稿で明らかにした明治中後期における文部省高等官の人事実態は、次の三点にまとめられる。

一点目は、人事機構の枠組みが大きく変動したのは、三〇年以降だということである。それまでは文部省だけに設置される技能職が種類も人員も少なかったが、この時期に、技能職が重みを増し、新たな役職の設置、その増員へと推移する

一方で、一般職は減少して任用枠が少なくなる。また、一般職と技能職との就任者が分離されるという現象がみられる。二点目は、文相の人事関与が、文部省の人事体制に大きな影響を与える時期は限られるということである。二七年、三〇年、三二年の時点であるが、それらを単純に大臣の個人的なつながりによるものと一括りにしてはならない。それらも、人事内容によって評価が分かれており、個別の特殊例と見た方がよいと思われる。

そして三点目は、教育家や教育関係者を異動させて高等官候補者とする人事慣行が根強かったことである。局長・次官級は一定時期を除くと高等教育関係者や文部省事務官によって充てられていたため、人事の異動範囲が狭かった。

これら三点から、一般職に勤める文部省高等官も、単に他省官僚から異動するルートに限られたわけではなく、むしろそのようなルートから入省する人物は短期間の在任期間を経て転省する非主流であった、と見ることができると言える。冒頭で言及した佐藤秀夫の内務官僚出向者が主流であったという説は、明治中後期における文部省高等官の実体とそぐわない。したがって、「治安的な発想」説も、見直しが必要であろう。

文部省にも、高文を合格した法学士、政権の変動によつては政黨員が入省するようになる。ところが、これらの変化は文部省内で高等官自身が自己認識する契機となり、その「異分子」を排除する動き、そして教育行政を他の行政と区別しようとする意識が高まるという結果をもたらしたのである。

二九年九月に文相となった蜂須賀が就任後半年以上すぎたから異動を敢行したのは、以前の体制を基盤とすることができず、自らへの協力体制を構築する必要があったからであろう。そして、藩閥をもとにした勢力も弱く、教育界でも人脈を持っていなかった蜂須賀は、都筑らを入省させることで、その基盤の構築を試みた。だが、教育界の反対にあったために、更迭されるにいたつたのである。筆者は、この三〇年における人事異動が契機となつて、文部省高等官自身が「教育島」の経歴を強調するようになる一方で、理想的な「文部官僚」像・「文部省体制」像が作り出されていくと考えている。「文部省体制」とは文相と文部省高等官、そして彼らの背後に存在する狭義の教育界を含めたものであり、以後の近代日本の

教育行政はその動きを軸にして、包括的に把握しなければならぬ。だからこそ、次官以下の教育行政担当者や直轄学校長などサブリーダー、或いは、周辺のグループを軸にして近代日本の教育行政を再考する必要がある。三六年桂内閣の行政整理案の中に文部省廃止が目玉として登場し、そのために児玉源太郎が内相と文相を兼任する。しかし、実際に文部省が廃止されたわけではない。文部省が廃止されず維持された背景に、このような「教育島」、「教育界」の結束があつたことは看過できない。

一方、従来の文相評価は単独の政治力など能力だけで語られがちだったが、実際には文部省高等官との連携、教育界との妥協を看過してはならない。すなわち、「文相の功績史」とでもいうべき皮相的な把握ではなく、より構造的な説明が必要であろう。例えば、井上文相の業績として代表される「実業教育」問題も、岡田良平の持続的な関与から再解釈できる。岡田は文部省が実業教育に関して組織的に取り組むことを主張し、実業教育を担当する局を復活させ、局長になり、その後も局の存続のために尽力する。このことは、ながらく文部省に勤める官僚が省内の組織を編成することで、政策的、長期的、一貫的に行われたことの典型的な事例といえる。このように、本稿で示唆した「教育島」による教育行政担当という軸に基づいて、今後は人事実態と政策とのつながりへと作業を進めていきたい。

（京都大学研修員）

The Structure of Personnel in the Ministry of Education in Modern Japan : The Formation of the “Education Field” in Mid-to-Late Meiji

by

JUNG Hyunjoo

Very few researchers of the history of educational administration have viewed high-ranking officials of the Ministry of Education as having played an important role. This is due to the fact that previous studies have seen these high-ranking officials as subordinate, pawns to strong-willed ministers of education and personnel decisions of other ministries. However, the testimony of former vice-ministers and other sources provide facts that contradict the prevailing view. This study is an attempt to illustrate personnel shifts among high-ranking officials of the Ministry of Education from the Meiji 19 (1886) organization of the personnel system to the institution of the system of appointing bureau chiefs (*kyokuchō*) from among those who passed civil service examinations in Meiji 45 (1912). This was accomplished by verifying concretely changes in organizational structure, and by investigating changes in composition of staff and actual hiring practices as well as the shifts at the vice-minister and bureau chief level from the point of view of the high-level officials themselves.

In this process, I have been able to verify that the Ministry of Education was composed of people who defined themselves by the term *kyōiku batake*, “the education field.” The mainstream of the higher-ranking officials in the Ministry of Education had experience in educational policy matters, unlike other officials there who were transferred in and out of the ministry from other bureaucracies for short periods of time. Therefore, the theory that holds that the mainstream officials of the ministry had come from the Ministry of the Interior does not correspond to the actual situation of the high-ranking officials in the Ministry of Education during the mid to late Meiji period. It is true that there were appointments of officials with no experience in educational policy and of political party members due to changes in political administrations. However, these changes spurred high-ranking officials of the Ministry of Education to develop a sense of self-identity and a movement to remove these “outsiders.” As a result this brought about a heightened consciousness and desire to distinguish educational administration from other varieties of administration. By focusing on the “education field” in this manner, it

becomes apparent that there is a pressing need to reassess the conventional view that modern Japanese educational administration was based on “concepts of public safety.”

Late-Qing 清 Textbooks on Ethics and Meiji Japan

by

TSUCHIYA Hiroshi

Late 19th and early 20th century China experienced large-scale reform of Qing Dynasty policies in such areas as government administration, taxation, and administrative structure. In the last years of the dynasty, reform extended to include marked shifts in the traditional educational system. The aim of these educational reforms was to replace the existing educational system designed for the elite, which had traditionally been based on the civil service examination system, the *keju* 科举, with a system of education for the masses. Reform was implemented with a particular focus on modifying the compulsory education in elementary schools. The central tenant of these reforms was to raise national conscience among the masses with careful consideration given to the introduction of the subject of ethics. This article examines the image of ideal national character as projected through these ethics textbooks for elementary school students during this period of reform.

The birth of the ethics textbook in China occurred in the Xinzheng 新政 reform period at the beginning of the 20th century. Although ethics became established as a formal subject at this time, the subject of ethics was rooted in the Wuxu 戊戌 reform period at the end of the 19th century. Forerunners of the textbooks had been compiled during the Wuxu period, the most famous of them being the *Mengxue keben* 蒙学课本. The most prominent feature of this textbook was the primary focus on the concept of Tian 天 (Heaven, God) in moral education, instituted by the editors under the influence of western textbooks for children. The position and significance of heaven was that it stood above the people and conveyed an idealized image of strength, granting the people equality and rights. The people were therefore considered citizens under Tian, and did not share a sense of nationalism, viewing themselves as citizens of the nation of China.

During the Xinzheng reform period of the early 20th century, ethics textbooks